

【入所申請確認書】

入所申し込みに際して重要な事項について、下記のリストで確認し裏面に署名の上、提出してください。すべての項目に目を通していただき、左の✓欄に✓をつけてください。

✓	確認内容
	入所申請の説明書、「定款」、「学童保育所利用規程」、「会員規約」の全ての内容を確認した上で申請をしてください。
	申し込みに必要な書類は、提出期限までに必ずご提出ください。(原紙) 期限までに提出がない場合は入所の承認が取り消しとなります。
	提出された書類は返却できません。必要な場合はご自身でコピーをご用意ください。個人情報は使用后、法人が責任をもって破棄します。
	あげお学童クラブの会事務局が入所申込書類の確認のため、保護者の職場やご家庭に電話で照会する場合があります。
	入所の審査内容に関わる質問にはお答えできません。
	申し込み後、家庭状況等申請した内容に変更があった場合は必ずご連絡ください。追加書類が必要になる場合があります(勤務時間の変更、転職、離婚、結婚、引越しなど)。
	申込書等の内容に変更があったにもかかわらず届出等がなかった場合や内容に虚偽があった場合は、入所の決定が取り消しとなります。
	出産のための申し込みをする場合は出産予定日の2か月前から出産予定日後の2カ月まで(計4カ月間)が基本となります。ただし、個別の事情や月をまたぐ場合などには、承認期間を調整することがあります(最大で6カ月まで)
	入所が決まりましたら、期限内にNPO法人あげお学童クラブの会事務局へ本申し込みおよび支払いを行ってください。期限内に本申し込みがされない場合、入所の決定が取り消しとなります。
	在籍している兄弟姉妹または以前在籍していた兄弟姉妹分を含めて、保護者負担金、督促手数料、超過料金等の滞納がある場合は入所不可となります。後日判明の場合は入所の決定が取り消しとなります。
	入所申請後、また入所の決定後に申請を取り下げる場合は速やかにあげお学童クラブの会事務局へご連絡ください。(手続きがすべて完了した後に申請を取り下げた場合、原則、入所金と傷害保険料は返金できません。ご了承ください。)
	入所申請時と状況が変化した場合については、提出書類の変更を速やかに申し出てください。また、毎年実施する入所要件の確認時も期限内に書類を提出してください。提出を拒否された場合は、入所要件の確認ができないため退所となります。
	保護者負担金、超過料金、督促手数料を滞納したまま退所することはできません。
	保護者負担金、超過料金の滞納をし、法人から督促状が発行された場合は、本来支払うべき金額及び滞納督促手数料を事務局窓口(または指定口座へ振り込み)で支払ってください。
	保護者負担金、超過料金の滞納をし、督促にも応じず、期限内に支払をしなかった場合は利用解除となります。利用解除後も支払いに応じなかった場合は、事業者が行う支払督促等に係る経費についても負担していただきます。

	お迎えが開設時間を越えた場合は超過料金がかかります。超過料金の支払いを拒否した場合、利用解除（退所）となる場合があります。
	退所する場合は所定の書類での手続きが必要です。口頭での届け出は無効となります。
	一日保育時、月～金曜日の午前7：30～8：00は通常保育ではなく、希望者のみ受け入れる預かりサービスとなります。午前7：30～8：00の間は、児童が静かに過ごせない場合、預かりをお断りする場合があります。
	土曜日及び夏期盆期間の保育については近隣学童との合同保育となります。
	学校休業日以外は放課後からの受け入れとなります。学校をお休みした場合、原則として学童もお休みとなります。
	学童保育所は児童の生活の場であり、集団での生活（育成）が基本であることを了承の上、お申し込みください。
	放課後児童健全育成事業に支障をきたす行為が児童または保護者に見られ、又、改善に向けて保護者からの協力を得られないときには、利用停止や利用解除（退所）となる場合があります。
	学童保育所の利用にあたっては「学童保育所利用規程」および各学童保育所で定めるルールに沿って利用していただきます。

上記確認事項について承諾しました。

西暦 20 年 月 日

保護者氏名（自署）
